

平成 28 年第 4 回設楽町議会定例会（第 2 日）会議録

平成 28 年 12 月 20 日午前 9 時 00 分、第 4 回設楽町議会定例会（第 2 日）が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|---------|---------|---------|
| 1 今泉吉人 | 2 河野 清 | 3 金田敏行 |
| 4 夏目忠昭 | 5 金田文子 | 6 高森陽一郎 |
| 7 熊谷 勝 | 8 伊藤 武 | 9 山口伸彦 |
| 10 田中邦利 | 11 松下好延 | 12 土屋 浩 |

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	横山光明	副町長	佐々木孝
教育長	後藤義男		
総務課長	原田和久	出納室長	鈴木正吾
企画ダム対策課長	鈴木伸勝	津具総合支所長	佐々木一夫
生活課長	氏原哲哉	産業課長	澤田周蔵
保健福祉センター所長	村松 太	建設課長	原田直幸
町民課長	佐々木輝	財政課長	大須賀宏明
教育課長	原田利一		

4 議会事務局出席職員名

事務局長 鈴木浩典

5 本会議の書記は次のとおりである。

書記 芳山浩大

6 議事日程

日程第 1 議案第 72 号

町道路線の認定について

(総務建設委員長報告)

日程第 2 議案第 73 号

町道路線の変更について

(総務建設委員長報告)

日程第 3 議案第 74 号

指定管理者の指定について

(総務建設委員長報告)

日程第 4 議案第 75 号

指定管理者の指定について

(総務建設委員長報告)

- 日程第5 議案第76号
設楽町つぐ診療所医師住宅の入居の特例に関する条例について
(文教厚生委員長報告)
- 日程第6 議案第77号
設楽町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
(総務建設委員長報告)
- 日程第7 議案第78号
設楽町後継者育成基金条例の一部を改正する条例について
(総務建設委員長報告)
- 日程第8 議案第79号
設楽町公共施設整備基金条例の一部を改正する条例について
(総務建設委員長報告)
- 日程第9 議案第80号
設楽町農林業担い手支援住宅条例の一部を改正する条例について
(総務建設委員長報告)
- 日程第10 議案第81号
設楽町簡易水道等施設条例等の一部を改正する条例について
(文教厚生委員長報告)
- 日程第11 議案第82号
平成28年度設楽町一般会計補正予算(第4号)
(総務建設委員長報告)(文教厚生委員長報告)
- 日程第12 議案第83号
平成28年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
(文教厚生委員長報告)
- 日程第13 議案第84号
平成28年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算(第2号)
(文教厚生委員長報告)
- 日程第14 議案第85号
平成28年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算(第2号)
(文教厚生委員長報告)
- 日程第15 陳情第9号
安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情書
(文教厚生委員長報告)
- 日程第16 陳情第10号
「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」を求める陳情
(文教厚生委員長報告)

- 日程第 17 陳情第 11 号
介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書
(文教厚生委員長報告)
- 日程第 18 要望第 4 号
北設楽地域における林業振興に関する要望書
(総務建設委員長報告)
- 日程第 19 所掌事務の調査報告
(設楽ダム対策特別委員長報告)
- 日程第 20 議案第 86 号
設楽町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
(追加)
- 日程第 21 議案第 87 号
設楽町税条例等の一部を改正する条例について
(追加)
- 日程第 22 発委第 2 号
地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書
(追加)
- 日程第 23 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
(追加)
- 日程第 24 設楽ダム対策特別委員会の閉会中の継続調査について
(追加)

会 議 録

開会 午前9時00分

議長 おはようございます。定刻になりましたので議会を始めたいと思います。

ただいまの出席議員は12名全員です。定足数に達していますので、平成28年第4回設楽町議会定例会(第2日)を開会します。これから本日の会議を開きます。始めに町長の挨拶をお願いします。

町長 皆さん、おはようございます。12月も早、下旬となりましたけれども、降雪による道路の凍結等はないものの、冷たい北風ですとか、また氷点下の気温を記録するなど、冬の寒さが本格化してまいり、いよいよ本年も残すところ10日余りとなりました。本日は、年の瀬で大変お忙しい中、12月議会定例会最終日にあたり、議員の皆様方におかれましては、全員の方々にご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。さて、私事ではありますが、先日、体調不良により入院を余儀なくされ、多くの皆様方にご心配、ご迷惑をおかけ致しまして、大変申し訳ありませんでした。幸いにも大事に至ることなく公務に復帰しましたので、

今後ともよろしくお願いを致します。臨時国会は、再度の会期延長により、重要法案を可決して、17日に閉会をしたところでございます。13日には国内初のオスプレイ事故の発生ですとか、また、翌15日からのロシアのプーチン大統領との首脳会談に続き、安倍首相は、年末差し迫る中26日から27日にかけて、1951年9月の、当時の吉田茂首相以来、現職首相として初めてアメリカ合衆国ハワイの真珠湾を訪問をされ、太平洋戦争開戦の真珠湾奇襲攻撃によります戦争犠牲者を慰霊するため、オバマアメリカ合衆国大統領とともに追悼施設を訪れまして、哀悼の意を表する予定であると聞き及んでおります。このように、国内外におきまして、誠に慌ただしい様相を呈する中、12月議会も最終日を迎え、まもなく平成28年12月も終わり、みんながまた改めて、夢と希望を切に期待をしようとする平成29年の新春に移り変わろうとしているところでもございます。

本日の行政報告はございませんけれども、1点のみ現況を報告させていただきたいと思えます。老人福祉施設やすらぎの里、これはご存知のように、町の施設でございますが、このやすらぎの里が平成20年4月から5年間、また平成25年4月から30年3月までの5年間の計10年間に及んで、指定管理者として、現在「有ネクストサプライ」に管理運営を委託してるところでもございますけれども、このたび、平成30年4月以降については、入所者数や職員の確保についての見通しが難しく、次回の指定管理者の募集には「応募ができない」という旨の申し出がありました。町と致しましては、この申し出を受けて、平成30年4月以降のやすらぎの里の管理運営について、入所者及びデイサービス利用者等の方々にご心配をおかけすることのないように、今後検討を進めて参りたいというふうに考えているところでございますので、ご承知置きいただきたいと思います。

本日は、「税条例」及び「職員の育児休業条例」の一部改正条例議案を2件追加上程させていただきますので、定例会初日に上程をさせていただきました議案と併せまして、慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げ、議会定例会最終日の審議に先立ちまして、「あいさつ」とさせていただきます。よろしくお願いを致します。

議長 本定例会の議会運営並びに、本日の議事日程を、議会運営委員長より報告を願います。

8伊藤 おはようございます。平成28年第4回定例会第2日の運営について、12月15日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告します。本日の案件は、委員会報告18件、委員会の調査報告1件、追加議案2件、意見書1件、継続審査申し出2件です。順次1件ごとに審議しますが、日程第1から日程第18までは委員会付託案件で、一括上程します。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま、議会運営委員長から報告のありました日程で、議事を進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

議長 日程第1、議案第72号「町道路線の認定について」から日程第18、要望第4号「北設楽地域における林業振興に関する要望書」までを一括議題とします。本案は、総務建設委員会、文教厚生委員会に付託をしておりますので、委員長の報告を求めます。

3 金田 平成28年、第4回総務建設委員会の委員長報告を行います。去る12月8日、委員6名全員と町長、副町長、教育長をはじめ担当課長の出席の下、午前9時より委員会を開会致しました。本委員会の審査事件は、議案9件、要望1件、計10件の付託事件です。その結果を報告致します。議案第72号「町道路線の認定について」、質疑なし、討論なし、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決定致しました。議案第73号「町道路線の変更について」、を審議致しました。質疑なし、討論なし、全員賛成より原案のとおり可決すべきものと決定致しました。議案第74号「指定管理者の指定について」を審議致しました。質疑4件、討論なし、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決定しました。議案第75号「指定管理者の指定について」を審議致しました。質疑2件、討論なし、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決定しました。議案第77号「設楽町職員の勤務時間、休憩等に関する条例の一部を改正する条例について」を審議致しました。質疑1件、討論なし、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決定致しました。議案第78号「設楽町後継者育成基金条例の一部を改正する条例について」を審議致しました。質疑1件、討論なし、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決定しました。議案第79号「設楽町公共施設整備基金条例の一部を改正する条例について」を審議致しました。質疑なし、討論なし、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決定しました。議案第80号「設楽町農林業担い手支援住宅条例の一部を改正する条例について」を審議致しました。質疑1件、討論なし、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決定しました。議案第82号「平成28年度設楽町一般会計補正予算（第4号）」総務建設委員会所管分を審議致しました。質疑3件、討論なし、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決定しました。要望第4号「北設楽地域における林業振興に関する要望書について」審議致しました。質疑2件、討論なし、全員賛成により原案のとおり採択すべきものと決定致しました。その他はありませんでした。以上であります。

4 夏目 それでは平成28年、第4回文教厚生委員会委員長報告を行います。さる12月12日、月曜日、午前9時から9時25分。文教厚生委員会を開催しました。出席者は委員全員6名、議長並びに議会事務局長、そして執行部からは町長はじめ10名の方々の出席をいただきました。付託事件9件を審議しました。付託事件1、議案第76号「設楽町つぐ診療所医師住宅の入居の特例に関する条例について」質疑2件、討論なし、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。議案第81号「設楽町簡易水道等施設条例等の一部を改正する条例について」質疑2件、討論なし、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。議案第

82号「平成28年度設楽町一般会計補正予算（第4号）」文教厚生委員会所管分につきまして審議致しました。質疑1件、討論なし、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。議案第83号「平成28年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」について審議しました。質疑なし、討論なし、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。議案第84号「平成28年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）」につきまして審議。質疑なし、討論なし、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。議案第85号「平成28年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第2号）」につきまして審議しました。質疑なし、討論なし、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。陳情第9号「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情書」につきまして審議しました。審議の結果、趣旨採択と採択の2意見が出ましたが、採決の結果、趣旨採択と決定致しました。陳情第10号「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現を求める陳情」につきまして審議しました。審議の結果、趣旨採択と採択の2意見が出ましたが、採決の結果、趣旨採択と決定致しました。陳情第11号「介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書」につきまして審議致しました。審議の結果、趣旨採択と採択の2意見がでましたが、採決の結果、趣旨採択と決定致しました。その他につきましては、なしでございます。以上で報告を終わります。

議長 委員長の報告が終わりました。日程第1、議案第72号から日程第18、要望第4号までの質疑、討論、採決は、1件ごとに行います。

議長 議案第72号「町道路線の認定について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありますか。

（討論なし）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第72号について、採決をします。採決は、起立によって行います。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第72号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第73号「町道路線の変更について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。議案第 73 号について、採決をします。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 73 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 74 号「指定管理者の指定について」を議題とします。地方自治法第 117 条の規定によって 11 番松下好延君 の退場を求めます。指定管理者の指定についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。議案第 74 号について、採決をします。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 74 号は、委員長報告のとおり可決をされました。11 番松下好延くんの入場を許します。

議長 議案第 75 号「指定管理者の指定について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。議案第 75 号について、採決をします。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 75 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 76 号「設楽町つく診療所医師住宅の入居の特例に関する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。議案第 76 号について、採決をします。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 76 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 77 号「設楽町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。議案第 77 号について、採決をします。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 77 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 78 号「設楽町後継者育成基金条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。議案第 78 号について、採決をします。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 78 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 79 号「設楽町公共施設整備基金条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。議案第 79 号について、採決をします。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 79 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 80 号「設楽町農林業担い手支援住宅条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。議案第 80 号について、採決をします。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 80 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 81 号「設楽町簡易水道等施設条例等の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。議案第 81 号について、採決をします。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 81 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 82 号「平成 28 年度設楽町一般会計補正予算（第 4 号）」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。議案第 82 号について、採決をします。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 82 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 83 号「平成 28 年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。議案第 83 号について、採決をします。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 83 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 84 号「平成 28 年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算（第 2 号）」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。議案第 84 号について、採決をします。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 84 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 85 号「平成 28 年度設楽町つく診療所特別会計補正予算（第 2 号）」の
委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。討論を行います。討論はあ
りませんか。

（討論なし）

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。議案第 85 号について、採
決をします。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決
です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 85 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 陳情第 9 号「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める
陳情書」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。討論を行います。討論はあ
りませんか。

（討論なし）

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。陳情第 9 号について、採決
をします。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、趣旨採
択です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。陳情第 12 号は、委員長報告のとおり趣旨採択されました。

議長 陳情第 10 号「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現を求める陳情」
の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。討論を行います。討論はあ
りませんか。

（討論なし）

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。陳情第 10 号について、採
決を行います。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、趣
旨採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。陳情第 10 号は、委員長報告のとおり趣旨採択されました。

議長 陳情第 11 号「介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。陳情第 11 号について、採決をします。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、趣旨採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

[賛成者起立]

議長 起立多数です。陳情第 11 号は、委員長報告のとおり趣旨採択されました。

議長 要望第 4 号「北設楽地域における林業振興に関する要望書」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。要望第 4 号について、採決をします。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。要望第 4 号は、委員長報告のとおり採択されました。

議長 日程第 19、所掌事務の調査報告を議題とします。設楽ダム対策特別委員長の報告を願います。

9 山口 それでは平成 28 年第 5 回設楽ダム対策特別委員会の報告をさせていただきます。日時は、平成 28 年 12 月 14 日、水曜日、10 時から 11 時 55 分まででありました。場所は設楽町役場の議場、そしてちょっと欠落しておりますけど、「視察 現地」ということで「視察 現地」を付け加えていただきたいと思います。出席者は設楽ダム対策特別委員会委員 6 名全員と土屋議長。町の方からは横山町長他 7 名。国土交通省設楽ダム工事事務所からは岩崎所長他 12 名。愛知県豊川水系対策本部からは阪野事務局長他 4 名。愛知県設楽ダム関連事業出張所からは渡

邊所長他6名でありました。冒頭に議長、町長、そして設楽ダム工事事務所長、豊川水系対策本部の事務局長よりご挨拶をいただきました。審査事件と致しましては設楽ダム建設事業の事業及び関連事業におけます平成28年9月以降の設楽ダム工事事務所の進捗状況。2が同様に愛知県設楽ダム関連事業出張所事業の進捗状況。3が設楽ダム建設事業関連事業における設楽町の事業の進捗についてであります。順を追って内容を説明致します。

1の設楽ダム建設事業関連事業におけます平成28年9月以降の設楽ダム工事事務所事業の進捗状況につきましては、国土交通省設楽ダム工事事務所中島工務課長より資料に基づきまして、転流工の工事、設楽根羽線と国道257号線の分岐点、設楽瀬戸線等を資料に基づき進捗状況と今後の予定の説明を受けました。質疑はありませんでした。

2につきましては設楽ダム建設事業、関連事業における平成28年9月以降の愛知県設楽ダム関連事業出張所事業の進捗状況について、愛知県新城設楽建設事務所設楽ダム関連事業出張所の所長、渡邊所長より、提示されました資料に基づきD1、D2、D8、D14、D15、D16、D17、D19、D20、D22、TS1、CD15の工事進捗状況の説明を受けました。質疑としましては2件ございました。月バイパス計画についてと、清崎親水公園、仮称でありますけど、を利用した地域消防活動への概要策でありました。

続きまして設楽ダム建設事業、関連事業における平成28年9月以降の設楽町事業の進捗状況についてであります。原田建設課長より資料に基づき設楽根羽線に接続をする、農道スタベ線と町道長江スタベ線との関連説明を受けました。質疑は1件別件でありましたけど、公共下水道事業の進捗についてでありました。その他はございませんでした。これで議場の調査を打ち切り、現地視察に出かけました。現地視察につきましては、一般国道257号線付け替え現場でありますJAのスタンドの下にあります設楽根羽線との分岐点におけます現場視察でありました。国交省より説明を受け、視察現場にて閉会と致しました。以上です。

議長 設楽ダム特別委員会の委員長報告は終わりました。

議長 日程第20、議案第86号「設楽町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 この案件につきましては、本日追加提案をさせていただくものでございます。

議案第86号「設楽町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」設楽町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を地方自治法第96条第1項の規定により別紙のとおり提出する。平成28年12月20日提出、設楽町長横山光明。

人事院勧告によりまして、育児休業法及び勤務時間法の改正に伴いましてこの条例の一部改正をさせていただくという内容でございます。詳細につきましては担当課長の方から説明をさせていただきます。

総務課長 それでは新旧対照表の方をお開きいただきたいと思います。今回のこの改正は国の方の考え方として、職業生活と家庭生活が両立できると、そういう社会を目指すという観点のもと、法律の方が改正されています。まず第2条であります。この第2条は育児休業をできない職員を規定しているものでありまして、それぞれ法律及び条例の規定に基づき、できない職員を規定していますが、第3号、今回の改正部分ですが、第3号の非常勤職員以外の非常勤職員とは、簡単に申しますと、一般職の非常勤職員のうち、アからウに該当するものは育児休業ができるものでありまして、逆にこのアからウに該当しない場合の非常勤職員は第3号に記載があります以外の非常勤職員として育児休業ができないと読み取ることができるものであります。なお本町では、一般職の非常勤職員は現在任用していませんが、国の視点に基づきまして雇用環境を整備するため、今回条例を改正するものであります。改正の第3号のアからウに該当する非常勤職員にかかる育児休業について、(ア)は在職期間を規定しているもので、(イ)の部分は更新の見込みの有無についてであります。(ウ)は勤務日数にかかる要件で、これらを全て満たす非常勤職員が育児休業の対象となるわけでありまして、(イ)については更新の見込みの要件であります。現行では養育する子が2歳に達するまでに任期が満了し、引き続き採用されないことが明らかである。という要件に対して今回の改正では、1歳6か月に達する日までということで非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和する改正であります。続きまして第3号の(イ)ですが、今回第2条の2として、育児休業法第2条第1項の条例で定めるものの規定が新たに追加されたことに伴い、条項ずれにより現行の2条第3号を第2条の3第3号に改正するものであります。追加されました第2条の2であります。これは法律の方で条例で定めるものの規定ということでもありますので、地方公務員の育児等に関する法律の一部改正に伴い、条例で定めるものを規定するもので、今回の法改正により育児休業の対象となる子の範囲を拡大する条項であります。続きまして第2条の3であります。これは第2条の2が新たに規定されたことに伴いまして、第2条の3に改正するもので、条文の内容は育児休業法第2条第1項で、3歳まで育児休業ができる規定にたいしまして、非常勤職員は1歳6か月に達する日までの間で、条例で定める日という規定がありますので、本庁では条例において当該子の1歳6か月到達日と明確に規定する改正であります。第2条の3は第2条の4に条項ずれであります。続きまして第3条ですが、育児休業期間に係る特別の事情ということでありまして、法律においては3歳に達する日まで育児休業ができますが、そのただし書きにおいて、既に育児休業をしたことがあるときは、条例で定める特別の事情がある場合を除きその限りでない定められていますので、その条例第3条で特別の事情を規定するものであります。例えばですけど、

原則的には1人の子について1年3か月育児休業したあとに復職をしましたが更に半年後、再度育児休業を請求しようとしてもそれは承認されないというものであります。なお育児休業の承認期間を延長することは1回に限り可能であります。具体的な改正の内容は、第3条、現行の第1号を要件ごとに第1号と第2号に分けて改正するものであります。第3条の第1号は育児休業中に産前休暇、出産した場合は、育児休業の効力が失効しまして、産前産後休暇に変わりますが、当該の子どもがこのアとイに該当した場合は、特別な事情に該当するという規定であります。2号は育児休業法では育児休業にかかる子を養育しなくなった場合に承認が取り消される規定であります。その後この第1号のア、イの事情を含んだ次のア、イに該当した場合はこれも特別な事情に該当するというものであります。第3条第2号から第7号については1号加わりましたので条項を繰り下げる改正であります。続いて第10条であります。これは短時間勤務の終了日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務ができる特別な事情であります。育児休業法に基づきますと、短時間勤務は小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、常勤の職を有したまま短時間勤務を行うことができるというものであります。第1号と第2号については先の第3条と同様、第1号の内容を第1号、第2号に分けて改正し、短時間勤務に係る特別な事情に関する規定として改正の第3条の規定を準用する内容であります。また育児休業法においては、育児短時間勤務の承認の失効及び取り消しについて準用すると規定されています。第2号から第6号については1号加わったことによる繰り下げであります。最後第20条第2項であります。これは部分休業の承認についてであります。定例会の初日に上程しました勤務時間休暇等に関する条例の一部改正条例の、第15条の2の介護時間の規定を部分休業として承認する規定であります。この場合育児にかかる部分休業の算出については、1日につき2時間から介護時間を減じた時間をこえない範囲で部分休業を承認するものであります。第3項であります。原則の規定としましては非常勤職員の部分休業は定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間の範囲内で育児休業の承認ができるものであります。なお（ ）内の規定としましては介護をするための時間の承認を受けて勤務しない場合は当該時間を超えない範囲内でかつ2時間から介護時間を減じた時間の範囲内で部分休業を行うことができるという規定であります。なお施行の期日は平成29年1月1日であります。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第86号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 86 号を採決します。

採決は規律によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 86 号は原案のとおり可決をされました。

議長 日程第 21 議案第 87 号「設楽町税条例等の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 この案件につきましても本日追加提案をさせていただくものでございます。

議案第 87 号「設楽町税条例等の一部を改正する条例について」設楽町税条例等の一部を改正する条例を地方自治法第 96 条、第 1 項の規定より別紙のとおり提出する。平成 28 年 12 月 20 日提出、設楽町長横山光明。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための、地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律が施行されましたので、当設楽町の税条例につきましても一部を改正する内容でございます。詳細につきましては担当課長の方から説明を致します。

財政課長 それではまず、今回の法律の改正の内容について簡単にご説明申し上げてから条例の方の説明をさせていただきます。お手元に A 4 1 枚で社会保障の安定財源の云々という法律の概要というものが、これ総務省の資料なんですが、そちらをご覧ください。今回の法改正は主にこの 4 つ。地方税にかかる税制抜本改革法についての措置ということで地方消費税率の変更、それから地方交付税の法定利率の変更、これらを改正するもの。それから車体課税の見直しとして、軽自動車、あと、自動車取得税の廃止と、それから軽自動車の環境性能割の導入の時期を延期するというもの。それから地方法人課税の偏在是正ということで法人住民税の率の改正。それから住宅ローン減税の延長。これらが主な内容となっております。これらに基づきまして税条例改正を行うものであります。では新旧対照表と、もう 1 枚の資料で設楽町税条例等一部改正の概要というものをご覧ください。まず今回の条例改正、3 条立てになっておりまして、第 1 条の方は税条例の改正ということですが、2 条、3 条の方は 3 月に専決して 6 月にお認めいただいた税条例の一部改正と、あと 9 月に先ほど申し上げた軽自動車税の環境性能割にかかる部分でもう 1 度改正を 9 月にさせていただいて、その改正内容のまた改正という、ちょっとややこしい内容になっているんですが、そういうものです。まず第 1 条ですが、36 条の 2 については、特定非営利活動促進法の一部改正によりまして字句の一部改正です。改正の概要に書いてありますように仮認定特定非営利活動法人っていうのを特例認定特定非営利活動法人というふうに名称を変更するものであります。次のページ、新旧対照表の次のページの附則第 7 条の 3 の 2 であります。これは先ほど言いました法律の改正の個人住民税における住宅

ローン控除制度を延長するという規定になっております。第1条による改正は以上の2点であります。次、第2条による改正につきましては9月に税条例の改正をさせていただいたものを一旦取り下げる内容になるものです。これは環境性能割とかの適用の時期がですね、31年10月1日に延期される内容になりますので、それに合わせて一旦これをなかったことにするもので、削除という内容になっております。3条による改正については、3月に専決させていただいて、6月にお認めいただいた条例改正の内容をまた改正するという内容であります。一部改正の概要の方を見て頂きますと、平成28年改正第1条中、附則第16条「軽自動車税の税率の特例ということで、これはですね、ページでいきますと、26分の15ページです。こちらで軽自動車税の環境性能割の導入の時期が変更になったことに伴う規定の整備をさせていただくものです。その前に、改正後の内容が真っ白くなっている部分が長く続きますが、これが先ほど言ったように、一旦3月に専決したものをなかったことにして、もう1回この後で今回の法律に合わせた施行期日とかを定める内容になっておりまして空白になっております。次、26分の17ページ、第1条の2というのがありますが、ここで今回改めて規定をし直すといった内容になっておりまして、一部改正の概要の方の第3条による改正の2段目見ていただきますと、平成28改正第1条の2中附則第16条ということで、この附則第16条というのがページで言いますと、26分の23ページになります。ここを見ていただくと、法人税割の税率の引き下げと軽自動車税の環境性能割の導入の時期が変更になったことに伴う施行期日の変更ということで、平成29年4月1日から施行すると規定されていたものを、31年の10月1日というふうに変更する内容であります。法人税の税率の引き下げというのは先ほどの法律の概要の方の3番目を見ていただくと、市町村民税が9.7パーセントから6パーセントに引き下げるといった内容をここで規定させていただきます。次ですが、平成28改正附則第1条ということで、施行期日を定めるものであります。ページでいきますと26分の24ページであります。先ほど、すみません、先ほどの言ったこととありますが、29年4月1日を31年10月1日に改めるものであります。次改正附則第2条は26分の25ページであります。法人税割の税率引き下げの時期が変更となったことに伴う規定の整備ということで、これも31年10月1日施行ということに規定し直すものです。次が最後のページ、26分の26ページで附則第3条の2ということで軽自動車税に関する経過措置ということで、環境性能割の導入に時期が変更になったことに伴う軽自動車税のグリーン化特例の1年延長にかかる経過措置の新設、29年4月1日施行分といった内容になります。最後、改正附則第4条のもので、軽自動車税の環境性能割りの導入時期が変更になったことに伴う適用年度に変更ということで、29年度から32年度に変更すると、いった内容になっております。冒頭で説明しましたように今回の改正は施行期日が31年10月1日とか先延ばしになっちゃったものをなったものですから、一旦条例

で規定させていただいた部分を取り下げて、もう一回規定し直すといった内容の条例改正であります。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 87 号を裁決します。裁決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 87 号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第 22、発意第 2 号「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

8 伊藤 発意第 2 号、提出者、設楽町議会運営委員長 伊藤武。地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書案を別紙のとおり、設楽町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出します。提案理由を説明します。現在、地方議会の重要性が論じられている中、全国の町村議会が抱えている問題の一つとして議員のなり手不足の深刻化があります。住民の代表として議会がこれまで以上に町づくりにしっかりと関わっていくためには、幅広い世代の方々が議員を目指せる環境づくりが必要です。そのための方策の一つとして、地方議会議員の年金制度を時代に相応しいものとするすることで、議員を志す新たな人材確保に繋げるため、政府関係機関に対し意見書を提出しようとするものです。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。発意第 2 号を採決します。裁決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。発意第 2 号は原案のとおり可決をされました。

議長 日程第 23「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。議会運営委員長より設楽町議会会議規則第 75 号の規定により、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中に継続調査の申し出があります。お諮りします。申し出のとおり閉会中の継続調査をすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。申し出のとおり閉会中に継続調査をすることに決定しました。

議長 日程第 24「設楽ダム対策特別委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。設楽ダム対策特別委員長より設楽町議会会議規則第 75 号の規定により、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中に継続調査の申し出があります。お諮りします。申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。申し出のとおり閉会中に継続調査をすることに決定しました。

議長 以上で本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。平成 28 年第 4 回設楽町議会定例会を閉会致します。ご苦労様でした。

閉会 午前 10 時 8 分